

徳島県入札・契約情報公表要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1～2条 略</p> <p>(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 第1～8条 略</p> <p>第9項 第4、5、7、8項の規定により公表した事項については、公表した日の属する年度から起算して5か年度内公表するものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(閲覧場所の設置及び公表の方法)</p> <p>第5条 前3条に規定する書類の公表は、各発注機関<u>      </u>に閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法又はインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年8月1日から施行する。                      この要綱は、平成14年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成15年7月23日から施行する。                      この要綱は、平成17年4月1日から施行する。                      この要綱は、平成17年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成19年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成20年4月1日から施行する。                      この要綱は、平成20年6月1日から施行する。                      この要綱は、平成21年3月10日から施行する。                      この要綱は、平成21年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成21年7月1日から施行する。                      この要綱は、平成23年6月1日から施行する。                      この要綱は、平成23年10月1日から施行する。                      この要綱は、平成25年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成31年4月1日から施行する。                      この要綱は、令和3年1月4日から施行する。                      この要綱は、令和5年5月1日から施行する。                      この要綱は、令和6年5月1日から施行する。                      この要綱は、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(適用区分)</u></p> <p>2 改正後の第3条第9項の規定は、令和8年3月31日時点で公表しているもの及びそれ以前の事実については、なお従前の例による。</p>	<p>第1～2条 略</p> <p>(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 第1～8条 略</p> <p>第9項 第4、5、7、8項の規定により公表した事項については、<u>当該年度の翌年度末(3月31日)まで</u>公表するものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(閲覧場所の設置及び公表の方法)</p> <p>第5条 前3条に規定する書類の公表は、各発注機関<u>ごと</u>に閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法又はインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>この要綱は、平成13年8月1日から施行する。                      この要綱は、平成14年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成15年7月23日から施行する。                      この要綱は、平成17年4月1日から施行する。                      この要綱は、平成17年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成19年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成20年4月1日から施行する。                      この要綱は、平成20年6月1日から施行する。                      この要綱は、平成21年3月10日から施行する。                      この要綱は、平成21年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成21年7月1日から施行する。                      この要綱は、平成23年6月1日から施行する。                      この要綱は、平成23年10月1日から施行する。                      この要綱は、平成25年5月1日から施行する。                      この要綱は、平成31年4月1日から施行する。                      この要綱は、令和3年1月4日から施行する。                      この要綱は、令和5年5月1日から施行する。                      この要綱は、令和6年5月1日から施行する。                      この要綱は、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>1 (新設)</u></p> <p><u>2 (新設)</u></p>